

# 学校いじめ防止基本方針

枚方市立楠葉中学校

【制定】平成26年3月3日

【改訂】令和2年4月1日

## 第1章 いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1. 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校・家庭・地域が連携して、一過性ではなく、継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。いじめはその子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめ防止対策推進法第13条および国立教育政策研究所「いじめの防止等のための基本的な方針」に則り、また、本校では、「知・徳・体、兼ね備えた生徒の育成をめざす」を重点目標の1つとしており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

**「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」**

【いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日)】

## 2. いじめの定義

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 3. いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法22条）

(1)名称「いじめ・不登校委員会」

(2)構成員

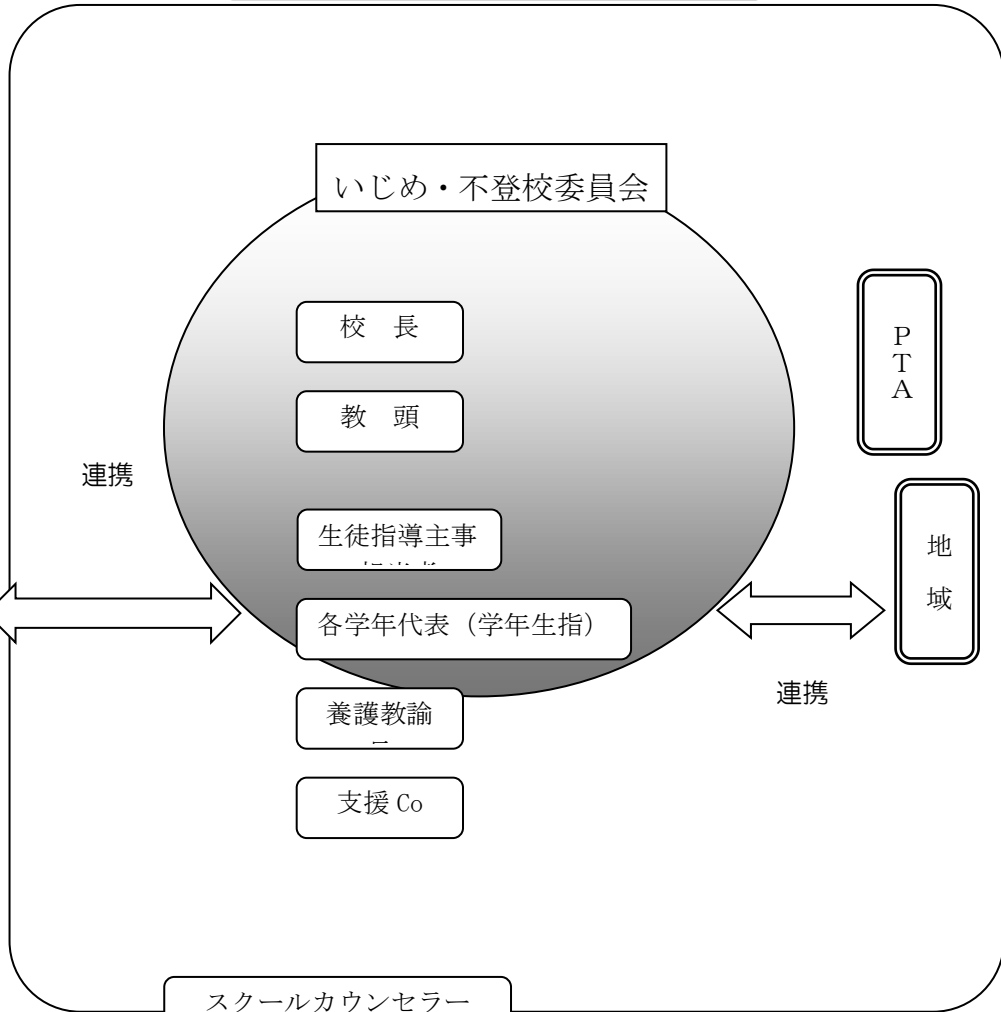
校長、教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、支援 Co

未然防止のための学校体制

教育委員会

関係機関

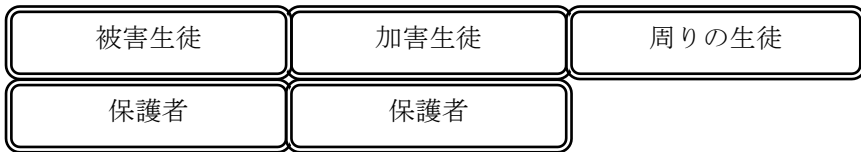
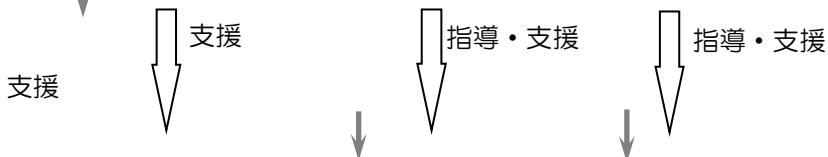
スクールソーシャルワーカー



スクールカウンセラー

指導方針・役割分担

全教職員



### (3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② いじめの未然防止
- ③ いじめの対応
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修
- ⑤ 年間計画の企画と実施
- ⑥ 年間計画進捗のチェック
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針の見直し

### 4. 年間計画（別紙1）

### 5. 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ・不登校委員会は定期的を実施し（週1回）、各学期に年3回を基本として生徒へのアンケートを実施して、生徒の現状を把握するとともに、取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級が中心となり、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

なお、教職員は「組織対応」を基本とし、指導方針を共通理解した上で、役割を明確にして、迅速な対応で進めよう留意する。

## 2. いじめの防止のための措置

- (1) 学校は、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修の実施や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対しては、集会や道徳・学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。  
そのために、道徳教育や人権教育の充実だけでなく、学校行事や体験活動を通して、「自己肯定感・自己有用感」を育む集団づくりを行い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- (3) いじめ加害の背景には、学習や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、分かりやすい授業づくりを進めるために授業力向上研修の実施に努める。また、ストレスに適切に対処できる力を育むために、部活動や読書活動を充実させるとともに、スクールカウンセラー等の相談機関について生徒保護者への周知を図る。
- (4) P T A や地域に協力を求め、体験学習の充実を図り、他人から認められるという実感ができる機会を設定する。また、校内では体育祭や文化祭などの学校行事または学年行事を通して、生徒一人ひとりが活躍できる場を設定し、自己有用感や自己肯定感を育む。
- (5) 生徒会活動や学年協議会活動を推進し、いじめ防止の取り組みを通して生徒自身がいじめの問題を主体的に考える機会を設定する。なお、その際は教師主導ではなく、あくまでも生徒主導の活動になるように留意する。
- (6) S N S 等の適切な活用について、各家庭でフィルタリングだけでなく、子どもたちを危険から守るための具体的なルールを作成してもらうよう支援、助言をする。また、外部講師等を招聘し、生徒はもとより、保護者にも考えていただく機会を作るように努める。

## 第3章 早期発見

### 1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。

### 2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 定期的にアンケートを実施し、いじめや問題行動の実態把握に努める。また、定期的な教育相談のほか、学期末に懇談を設定する。教職員は情報の共有に努め日常的に担任、副担任、教科担当、部活動顧問等、複数の教職員で生徒を見守る体制づくりに尽力する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、上記(1)の懇談等の設定とともに、オープンスクールや学級懇談会・保護者説明会等を設定する。また、PTA各種会議等でPTAと連携し情報共有を行う。
- (3) 生徒・保護者・教職員がいつでもいじめに関して相談できるように、生徒集会、保護者説明会、職員会議等や学級通信・学年通信・学校だよりを通して、校内の相談機関（相談室、保健室の利用方法）、SCへの相談方法だけでなく、相談機関の利用方法を広く周知し、保護者に協力を呼びかける。
- (4) 教育相談等で得た個人情報については、問題の解決を目的として利用し、必要の範囲内で教職員が共有する。また、法令等に定める場合を除き、事前に本人又は保護者の同意を得ることなく第三者への提供は行わない。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1. 基本的な考え方

いじめにあった生徒の心のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止には大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況

にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔やみ、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、大阪府教育庁が作成した「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」(別紙2)を基本にして、外部機関とも連携する。

## 2. いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるよう留意する。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職・学年主任・学年生徒指導担当教諭・首席・生徒指導主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織(いじめ不登校委員会)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

### 把握すべき情報例

- 誰が誰をいじめているのか?→加害者・被害者の確認
- いつ・どこで起こったのか?→時間・場所の確認
- どんな内容のいじめか?どんな被害を受けたのか?→内容の確認
- いじめのきっかけは何か?→背景と要因の確認
- いつ頃から、どのくらい続いているのか?→期間の確認

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問・保護者の来校により保護者と直接面会し、丁寧にかつ正確に状況説明を行い、今後の指導・連携について理解と協力を求める。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、関係機関と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) いじめが起きた集団に対して、アンケートの実施や当該生徒以外からの聞き取りを行う。その際、事前に被害生徒やその保護者と、指導方針について連携をとりながら進める事とする。

### 3. いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が心身ともに落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ・不登校委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

さらに、いじめた生徒からいじめられた生徒への謝罪が行われた後も、担任および当該生徒が所属する教師が中心となり、見守り活動を続け、再発防止に努める。

### 4. いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせたうえで、いじめたとされる生徒からも事実関係の聞き取りを行う。いじめに関わったとされる生徒の聞き取りについては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係の聞き取りをした後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景に



も目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- (4) いじめた生徒の保護者に対して、教職員は十分に話を聞きつつ、同様のことが起こらないよう、今後、当該生徒がどのように学校生活を送るか等、家庭内で十分に話しあっていただけるよう、支援する。

## 5. いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) 同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許されない」「いじめを見聞きしたら、必ず教職員に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となり生徒一人ひとりを大切にす学級経営に努める。さらに学年全体への指導や支援も行い、自分の大切さとともに相手の大切さを認めることができる集団づくりに尽力する。教職員は生徒が他者と関わる中で、自らの力を発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう、個に応じた助言、支援に努める。

残念ながら認知されたいじめ事象については、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。そのうえで、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の人権意識の高揚を図る。同時に教職員の人権意識の高揚をはかるための研修等も実施する。

さらに、日常の教育活動に加え、体育祭・文化祭や宿泊学習・校外学習等の行事を通じ、生徒がよりよい人間関係づくりを学べるよう、教職員は適切な支援に努める。

## 6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて関係機関と連携して対応する。
- (3) 教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等を通じて、情報モラルに関する学習を推進する。

## 第5章 重大事態への対処

### (1) 教育委員会または学校による調査

#### ①調査を要する重大事態

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」について、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。

#### 想定されるケースの例

- |                   |                  |    |
|-------------------|------------------|----|
| ○ 子どもたちが自殺を企図した場合 | ○ 身体に重大な被害を負った場合 |    |
| ○ 金品等に重大な被害を被った場合 | ○ 精神性の疾患を発症した場合  | など |

いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の「相当な期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としているが、日数だけではなく、子どもたちの状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。また、子どもたちや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応する必要があると考える。

## ②重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会はその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長に報告する。

## ③調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断し、次の組織で調査を行う。

### ア) 学校が主体となる場合

教育委員会は、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

### イ) 教育委員会が主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を行う。

この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査を進める。

## ④調査を行うための組織

教育委員会または学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにそのもとに組織を設ける。

### ア) 学校が主体となる場合

学校が組織した「いじめ・不登校委員会」が調査を行う。

### イ) 教育委員会が主体となる場合

教育委員会の附属機関である「枚方市学校いじめ対策審議会」を招集し、調査を行う。

## ⑤事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題

があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることが肝要と考える。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るものである。

#### ア) いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合、いじめを受けた子どもたちから十分に聴き取るとともに、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。この際、いじめを受けた子どもたちや情報を提供してくれた子どもたちの安全を確保することを最優先とした調査実施が必要である。次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもたちへの指導を行い、いじめ行為をやめさせる。また、いじめを受けた子どもたちに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもたちの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要である。これらの調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にしつつ、事案の重大性をふまえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたる必要があると考える。

#### イ) いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合は、当該の子どもたちの保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

### ⑥調査結果の提供及び報告

#### ア) いじめを受けた子どもたち及びその保護者への情報提供

学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に

あたっては、学校または教育委員会は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

## イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告する。

## (2)調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### ①再調査

重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは報告結果について再調査を行うことができる。

再調査についても、いじめを受けた子どもたち及びその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。また、市長はその結果を議会に報告する。

### ②再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）で構成し、当該調査の公平性・中立性を図る。構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者とし、市長が委嘱する。

### ③再調査の結果をふまえた措置

教育委員会は、再調査の結果をふまえ、必要な措置を講じる。

## 第6章 その他

学校の実情にあわせて補則する。

## 別紙Ⅰ 年間計画

	1 年	2 年	3 年	教職員・PTA等
4月	学級懇談会 家庭訪問 保護者説明会	学級懇談会 家庭訪問 保護者説明会	学級懇談会 家庭訪問 保護者説明会	「いじめ防止基本方針」改訂・ 補足・保護者との情報交流 保護者との情報交流
5月	ストップ・ザ・いじめ スマホ教室	スマホ教室	スマホ教室	
6月	教育相談 いじめアンケート QU アンケート①	教育相談 いじめアンケート QU アンケート①	教育相談 いじめアンケート QU アンケート①	生徒の情報収集・共有 アンケート集約・分析
7月	期末懇談	期末懇談	期末懇談	1学期総括
8月				教職員夏季研修会
9月				
10月	QU アンケート②	QU アンケート②	QU アンケート② 保護者説明会	保護者との情報交流
11月	教育相談・人権HR・保護 者説明会・学級懇談会 いじめアンケート(人権意識調査) LINE講演会	教育相談・人権HR・保護 者説明会・学級懇談会 いじめアンケート(人権意識調査) LINE講演会	教育相談・人権HR いじめアンケート(人権意識調査) LINE講演会	生徒の情報収集・共有 保護者との情報交流 アンケート集約・分析
12月	期末懇談	期末懇談	期末懇談	2学期総括・教職員冬季研修会
1月				
2月	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	アンケート集約・分析

	保護者説明会	保護者説明会		保護者との情報交流
3月				3学期総括 「いじめ防止基本方針」見直し

# いじめを許さない教育をめざして

はじめに

いじめは、子どもの心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、決して許される行為ではありません。また、いじめはどこにでも起こりうる事象であることを知っておかなければなりません。学校・家庭・地域が連携し、子どもと大人「みんな」が総がかりで取り組むべき教育課題です。

いじめ防止のために、日常から子どもの実態を適切に把握し、生命を大切に、自他を尊重する学校づくり、人間性と正義感にあふれ、子どもどうしがつながり合える学級づくり、人権感覚や豊かな心をはぐくむ教育活動や環境づくりが大切です。

特に子どもたちと毎日接している教員は、自らの人権尊重の姿勢や態度が、いじめを防止するための重要な要素となり、子どもたちの豊かな人間性の育成に影響を与えることを十分認識して、一人一人の子どもとの信頼関係を築いていくことが大切です。

## (1) いじめを見逃さない学校づくり

生徒の自主的な取組を通じて、いじめを許さない学校づくりを推進し、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を高めるとともに、自己を大切に、他を思いやる心を育み、子ども自らがいじめを早期に気づくよう指導し、「いじめを見逃さない学校づくり」に取り組むことが大切です。

- ・「いじめを絶対に許さない」という意識を生徒一人一人につけ、いろいろな人の考え方にふれ、物事を多面的な立場で捉え、相手や周りを思いやる気持ちを身につけさせる。
- ・人権・道徳と連携を取り、道徳などの時間に、様々な意見を交わし、いじめを許さない意識の高揚を図る。
- ・どのような行為がいじめになり、さらに犯罪になるのか、また、いじめが行われているのを見たときにどのような行動をとれば良いのかなど、いじめに対する理解を深め、傍観者とならず「いじめを見逃さない」視点を育てる。
- ・いじめアンケートを実施（学期に1回）し、個人面談等による実態把握に努める。
- ・いじめに対しては事実を可能な限り網羅的に把握した上で、迅速かつ適切に対応する。また、スクールカウンセラー等の専門家との協働に努め解決を図る。
- ・学校は、保護者、地域、外部機関とも連携し、いじめの未然防止、早期発見・解消に努める。
- ・生徒及びその保護者からいじめについて相談があった場合は、真摯に向き合い、生徒及びその保護者に寄り添い、傾聴する。

## (2) 学校でわかるいじめ発見のポイント

\*いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しています。教員は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応することが大切です。



【学校での一日】

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
授業前	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎遅刻・欠席が増える</li> <li>◎表情が冴えず、うつむきがちになる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎始業時刻ぎりぎりの登校が多い</li> </ul>
授業開始時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎忘れ物が多くなる</li> <li>◎用具、机、椅子等が散乱している</li> <li>◎一人だけ遅れて教室に入る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎涙を流した気配が感じられる</li> <li>◎周囲が何となくざわついている</li> <li>◎席を替えられている</li> </ul>
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎正しい答えを冷やかされる</li> <li>◎発言に対し、しらげや嘲笑が見られる</li> <li>◎責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる</li> <li>◎ひどいアダ名で呼ばれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎グループ分けで孤立することが多い</li> <li>◎保健室によく行くようになる</li> <li>※不まじめな態度で授業を受ける</li> <li>※ふざけた質問をする</li> <li>※テストを白紙で出す</li> </ul>
休 み 時 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎一人でいることが多い</li> <li>◎わけもなく階段や廊下等を歩いている</li> <li>◎用もないのに職員室に来る</li> <li>◎遊びの中で孤立しがちである</li> <li>◎遊びの中で負けることが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎集中してボールを当てられる</li> <li>◎遊びの中で、いつも同じ役をしている</li> <li>※大声で歌を歌う</li> <li>※仲良しでない者とトイレに行く</li> </ul>
昼 食 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎食べ物にいたずらをされる</li> <li>◎グループで食べる時、席を離している</li> <li>◎その子どもが配膳すると嫌がられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※好きな物を級友に譲る</li> </ul>
清 掃 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎目の前にゴミを捨てられる</li> <li>◎最後まで一人でする</li> <li>◎椅子や机がぼつんと残る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※さぼることが多くなる</li> <li>※人の嫌がる仕事を一人でする</li> </ul>

放 課 後	◎衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ◎顔にすり傷や鼻血の跡がある ◎急いで一人で帰宅する	◎用事がないのに学校に残っている ◎部活動に参加しなくなる ※他の子の荷物を持って帰る
-------	---	---

【注意しなければならない児童生徒の様子】

動作や表情	◎活気がなく、おどおどしている ◎寂しそうな暗い表情をする ◎手遊び等が多くなる ◎独り言を言ったり急に大声を出したりする	◎視線を合わさない ◎教師と話するとき不安な表情をする ◎委員を辞める等、やる気を失う ※言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や 服装	◎教科書等にいたずら書きされる ◎持ち物、靴、傘等を隠される	◎刃物等、危険な物を所持する
そ の 他	◎日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ◎教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ◎教材費、写真代等の提出が遅れる ◎インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる	

### (3) いじめを許さない学級づくり \*学級担任としての大切な心構え

#### ①信頼できる教師となる。

「口で言うこと」と「すること」の矛盾がないようにする。目に見える言行不一致に対して子どもたちは敏感に反応し、教員の人間性を鋭く評価する。相談されたら親身になって聞き、誠意をもって行動する。

#### ②多面的な価値尺度をもち、子どもたちの長所を伸ばす。

教員が自分のよさを見てくれているというのは、子どもたちにとって何より嬉しいものである。マイナス面は見ているがプラス面は見えていないと感じれば、子どもの心は離れていく。否定よりも肯定、長所を伸ばすことによって欠点をカバーする方が、より大きく人間は成長できる。何よりも、教員が一人一人の子どもを理解しようとする姿勢が大切である。

#### ③すべての子どもに愛情を持って接する。

学級の子ども一人一人を見つめ、今一番弱い立場にある子どもと向き合い、寄り添って、悩みを共に解決するために最善を尽くすことが教員の仕事である。このような教員の姿から、弱い立場の者をいじめてはいけないことを子どもたちは感じとっていく。

その一方で、教員に対する不満として子どもが筆頭に挙げるのは「えこひいき」である。特に、教員が無神経な差別的言動や心を傷つける言葉を発するなど、人格を否定するようなことをすれば信頼は大きく崩れてしまう。すべての子どもに愛情を持って接する姿勢を貫くことである。

#### ④学級づくりの明確な指針を持ち、しっかり示す。

「どのような学級にしたいか」「何を大切な価値観とするか」などを明確にする。目標の意識づけと方向性が明確であれば、子どもたちは創意工夫して、その実現に向かうことができる。これがはっきりしないまま、そのときの都合によって価値観や方向性が変わるようであれば、何を指針に行動していいのか子どもたちはわからなくなり、集団としてのまとまりも弱くなる。

#### ⑤記録を残し、指導に役立てる。

子どもの長所や気になることから、学級会などで話した内容などはその日のうちに簡単なメモをとって、一冊の本や手帳にまとめておくとよい。すると、褒めたり叱ったりした子どもが偏っていたり、全然名前が出てこない子どもなどの存在に気づくことがあり、事後の指導に役立つ。

#### ⑥担任が許さないことを語る。

学級づくりを進める中で、担任は、子どもが誤った道を歩もうとするときのブレーキとなることも重要である。そのためにも、日ごろから、担任が「教員として、人として許せないこと」を子どもたちへ繰り返し語り続けていくことである。このことが、子どもたちが物事を判断する際の重要な手がかりとなっていく。いかに楽しい雰囲気学級であっても、規範意識が弱く、けじめのない学級は、子どもたちの思いが空回りして、集団としての高まりを期待することが難しい状況に陥りやすい。

## (4) 教員の言動による影響

学校や教室における教員の言動は、教育上大きな意味をもっています。教員と子どもの関係は、対等でプライベートな交友関係とは違い、大人・教員と子どもという師弟関係・上下関係であるため、教員の言動は子どもの成長にとって大きな影響を及ぼします。教員の言動には、賞罰や評価に関わる内容が含まれていることが多く、権威を伴うため、個人的な評価レベルに留まらず、社会的な評価につながりやすくなります。それだけに教員の言動は、子どもから見た時は、教員の主観とは異なって受け止められるということを経験する必要があります。

例えば、教員が子どもに何気なく発する言葉の一つに「なぜ、できないの」があります。教員はできない原因を尋ねたつもりでいても、受け止める子どもは、できないことを詰問されているように感じる場合が往々にあるものです。

教員には高い人権感覚が求められ、日頃、何気なく使っている言葉や立ち振る舞いにも細心の注意を払う必要があります。

### \* いじめをまねく教員の言動

いじめをまねくと考えられる教員の言動のタイプとして、次の5つがあります。

#### A) 【触発型】教員の言動が誘因となっていじめを触発するタイプ

例) 教員が(うけねらいのために)生徒をあだ名で呼ぶなど。

#### B) 【共同型】教員の言動が子どものいじめと相まって、いじめの誘因となりうるタイプ

例) いろんな活動中で、できる子にできない生徒の面倒を見させる、「～はできないから面倒をみてやってほしい。」といったようなことを教員が生徒に頼む。

#### C) 【是認型】教員の言動が子どものいじめを認めることにつながるタイプ

例) 授業準備等が遅い生徒に対して、教員が「何回言えばわかる。」とか「なんでできない。」等、他の生徒のいる前で欠点を注意する。

#### D) 【対処型】教員のいじめへの対処療法的な対応が誘因で、いじめを発展させるタイプ

例) クラスの問題だからと相談もなく一人で対応した結果、余計にいじめが悪化していく等。

#### E) 【不介入型】教員の無関心、見ぬふり、傍観が誘因で、いじめを発展させるタイプ

例) 教師の勝手な思い込み「これくらいなら大丈夫だろう。」や楽観視、一時の指導で終わってしまって悪化していく。継続的に生徒の行動を見、声かけ等もできていない。

## (5) 「いじめを生まない学級づくり」のチェックポイント

### \* 「いじめを生まない学級づくり」のチェックポイント10

いじめを生まない学級
①学級の目標が具体化され、達成感を共有している。
②互いの意見を尊重し合い、話し合いが成り立っている。
③教員が友情や命の大切さについてメッセージを発信している。
④一人一人のよさを認めて支え合っている。
⑤係活動や当番活動により、一人一人の存在が明らかにされ、発展的な取組がなされている。
⑥子どもと学級担任が強い信頼で結ばれ、何でも相談できる。
⑦子どもと教員が共に働き、喜びや苦勞を分かち合っている。
⑧一人一人の子どもが目標や理想を持ち、その達成を目指して努力している。また、友だちの成長を共に喜び合い、さらに高め合う関係がある。
⑨教室がきちんと整理整頓され、落ち着きのある環境にある。
⑩開かれた集団として他の学級や学年、保護者や地域の方々と積極的に関わっている

いじめを生みやすい学級
①学級の目標が形骸化し、子どもたちが目標を共有していない。
②話を聞き合う風土がなく、一部の子ども意見が通りやすい。
③教員が友情や命について関心が薄く、あまり話題にしない。
④野次や冷やかし、乱暴な言葉遣いが横行している。
⑤係活動や当番活動などが惰性で行われている。子どもの取組が長続きしない。
⑥学級担任との信頼関係がなく、不平不満がある。
⑦子どもと教員、子ども同士が共に活動することを好まない。
⑧安易な班づくりや班競争が行われ、小さな集団での楽しみや勝敗へ固執する。また、周りの友だちの成長や成功をねたむ傾向がある。
⑨教室が雑然とし、物が破損したり、ゴミが散乱したりしている。
⑩閉ざされた集団で、自分たちだけで活動したがり、異なる人との関わりを嫌がる。

## (6) 具体的な取り組み事例

事例 冷やかし・からかいからいじめへ（中1男子） ～学級担任としての取組～

### ① あらまし

中学校に入学後、B男は、何事にも一生懸命に努力し、授業中も進んで手を挙げ発言する生徒であった。しかし、5月の終わり頃から、B男が間違った発言をすると、はやし立て、喜ぶ男子が数人出るようになった。B男は負けずに自分の意見を言ったが、周囲からのからかいがエスカレートしていった。さらに、正しい答えを言っても茶化したり、その発言する動作をまねて笑いを誘ったりする生徒が出てきた。担任が、学級活動等の時間で指導をすると、しばらくは収まるが、すぐに元に戻ってしまうという状況であった。

### ② 指導と経過

担任がB男に聞いたところ、最初は、「自分はいじめられていない。」「みんなと仲良くやっている。」という答えであったが、しばらくたって改めて聞くと、「本当はおもしろくないけど、自分も悪口をいうことがあるから。」という返事であった。担任は、いじめをしている生徒たちに対して、「君たちがB男に対してやっているのはいじめだ。人として決して許されない行為だ。」ということ強く指導した。数人の生徒は、この後、B男に対してからかうことをやめたが、相変わらず、やめない生徒も見受けられた。

担任は、道徳の時間や学級活動の時間で「友だちのいいところを探そう」「人には個性があり、その個性を認め合うことが大切だ」ということを呼びかけたが、自分の行動を振り返り、改めるまでには至らなかった。

クラス全体で話をするには「B男から悪口を言うこともあるし、いじめられるのはしかたがない」という雰囲気になる可能性があり、担任は、個別面談中心に指導することとした。「B男についてどう思っているのか」「自分がずっとからかわれ続けたらどんな思いを思うのか」について一人一人と真剣に面談していった。その後、徐々にB男へのからかいもなくなり、教室でB男の元気な声が聞こえるようになった。

### ③ 考察

中学校は、複数の小学校から生徒が入学してくるので、1年生の4月、5月頃は新しい人間関係ができる時期である。このケースでは、担任のねばり強い個別面談の結果、一旦は、いじめ解消につながったようだが、引き続き注意して生徒たちの様子を観察していく必要がある。この時期は特に、生徒たちに人間関係形成能力を身につけさせることが必要であり、学級活動や道徳の時間を利用して、生徒一人一人の自己存在感を認め、共感的な触れ合いを育むような活動を取り入れた学級経営が望まれる。1年生を受け入れる学級担任及び学校は、教育活動全般において、こうした取組を推進し、いじめ・不登校の未然防止、早期発見・早期対応に当たらなければならない。

# 参考資料

## (1) いじめ資料 ①チェックシート

### ◆ 生徒個別チェックシート（中学校用）

#### 1 登校時・朝の会等

- 欠席・遅刻・早退が目立つ。
- 一人で登校するか、友だちと登校していても表情が暗い。
- 元気のない、浮かない顔をしている。
- 発言や態度に、異常なほど周囲への気遣いが見られる。
- 教員と視線を合わせようとししない。（教員の目を避けている。）
- 教員の問いかけに答えようとししない。（何かごまかそうとしている。）

#### 2 授業時間

- 頭痛・腹痛・吐き気等を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁になる。
- 一人で遅れて教室に入ってくることが多い。
- 授業開始時、机上や机の周りに学用品等が散乱している。
- 特定の子が発表すると笑いや冷やかかし、または、無視がある。
- 特定の子が、授業と全く関係のないことを発言し（させられ）て、笑い者になっている。
- 特定の子に対し、周囲の子が机・椅子を離して座ろうとしている。
- いつも準備や後かたづけをさせられている。
- 配付したプリントが特定の子に渡らない。

#### 3 昼食時

- 弁当のおかずやデザートを他人に与えている。
- 弁当の中身が食べられている。（食べ散らかされている。）
- グループで食べる時、特定の子の机だけ離されたり、ポツンと残されたりする。

#### 4 休み時間

- どのグループにも入れず、一人でポツンとしている。
- 体育館の裏やトイレ、物陰等、目の届きにくい場所からよく出てくる。
- プロレスごっこ等でいつもやられ役になっている。
- 友だちとよくふざけあっているが、なんとなく表情が暗い。また、不自然な笑いを浮かべている。
- 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 特別な用事もないのに、職員室や保健室・図書室等にいることが多く、一人になりたがらない。

#### 5 その他

- 学級内等で問題が生じると、特定の子どもの名前がすぐあがる。
- 帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。
- 朝には見られなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等がある。
- 傷やけがの跡があるのか、腕や足、首等の肌を隠そうとする。
- 特定の子の席に誰も座ろうとししない。
- 席の周りが空いている。机やイスの周りにゴミが散乱している。
- 納入金等を急に滞納しはじめた。
- 掲示作品・黒板・壁等に中傷や悪質な落書きがみられる。
- 不快な呼び名で呼ばれている。
- 席替えや班決めで、特定の子の隣や近くの席を嫌がる。
- ふざけた雰囲気の中で代表等に選ばれる。
- 特定の子だけに集中してボールを投げたり打ったりして、失敗すると笑い者にする。
- 部活動を休むことが多くなり、理由を聞いてもはっきりしない。

## 人権意識のチェックリスト【教員用】

- 1  あらゆる機会を捉えて生命の大切さを訴えているか。
- 2  一人一人に分け隔てなく、明るい挨拶をしたり、温かい言葉をかけたりしているか。
- 3  よく理解できる児童生徒を中心に授業を進めるのではなく、どの子ども授業に参加し、一人一人のよさが発揮できるようにしているか。
- 4  不登校傾向にある児童生徒の座席等に配慮し、常に学級の一員であることを意識しているか。
- 5  特定の児童生徒に対する嫌がらせ、仲間はずれ、暴力、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意しているか。
- 6  「いじめられる方にも問題がある」と、いじめの原因を被害者のせいにしていないか。
- 7  児童生徒の名前を「あだ名」で呼んだり呼び捨てしたりしていませんか。また、相手を傷つけるような言葉で注意していないか。
- 8  遅刻や忘れ物をした児童生徒に理由も聞かずに注意したり、叱ったりしていませんか。
- 9  兄弟姉妹と比べて、ほめたり叱ったりしていないか。
- 10  「こんなこともできんのか」とさげすんだ言い方をしていないか。
- 11  「またか」「いつもだ」などと、固定的・断定的に見ていないか。
- 12  「男のくせに」「女のくせに」など、性別で差をつけたような言い方をし、男女で役割を固定した捉え方をしていないか。
- 13  個人の問題を学年やクラスなど、全体の問題のように言っていないか。
- 14  「よい学級」「レベルの低い学年」など、学級・学年に優劣をつけた言い方をしていないか。
- 15  「しっかり勉強しないといい高校に行けない」など、進路先や職業に良し悪しをつけるような言い方をしていないか。
- 16  差別を肯定したり、差別の解消に消極的な発言をしたりしていないか。
- 17  学校のホームページ等に個人情報や安易に掲載していないか。
- 18  連絡帳等を見開きで放置したり個人情報資料を不用意に扱ったりしていないか。
- 19  本人の承諾を得ないで作文や日記の内容を話題にしたり、学級通信、研究論文などに掲載したりしていないか。
- 20  家族調査や面接で知り得た情報を不用意に職場や地域で話していないか。



## いじめ早期発見のためのチェックリスト【教員用】

※時系列項目児童生徒を観るポイント

- 1  遅刻・欠席・早退などが増えた。
- 2  朝の健康観察の返事に元気がない。
- 3  教室に入れず、保健室などで過ごす時間が増えた。
- 4  学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
- 5  授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。
- 6  グループにするとき、机を離されたり避けられたりする。
- 7  休み時間に一人で過ごすことが増えた。
- 8  遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。
- 9  遊び仲間が変わった。
- 10  給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。
- 11  重い物や汚れたものを持たされることが多い。
- 12  清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。
- 13  責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
- 14  帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとしなない。
- 15  練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。
- 16  急に部活動をやめたいとかクラブを変わりたいと言い出す。
- 17  グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
- 18  本意でない係や委員にむりやり選出される。
- 19  衣服の汚れや擦り傷等が見られる。
- 20  持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。
- 21  持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。

## 家庭内で「いじめ」を早期発見するためのチェックリスト【保護者用】

※ 声にならないSOSシグナルを感じ取ってあげましょう。

### 【朝（夜）】

- 1  なかなか起きてこない。
- 2  なかなかトイレから出てこない。
- 3  朝になると、「おなかが痛い」など不調を訴える。
- 4  学校を休みたがるようになり、遅刻や欠席が増える。
- 5  夜、なかなか眠れなくて、睡眠不足のようだ。
- 6  特に、学校関係の用事が無いのに、朝早くや夜遅くに家を出る。

### 【身体】

- 7  顔や手足に、傷やあざができています。

### 【持ち物】

- 8  筆箱などの学用品が壊されたり、教科書・ノートが破れたりしている。  
また、無くなったりしている。
- 9  学校に着て行った服や制服に、汚れや破れができています。
- 10  家のお金やものが無くなっている。
- 11  子どものお小遣いの残額が急激に減っている。

## 【言 動】

12 □ 「学校をやめたい」「転校したい」などの言葉を口にする。

13 □ 勉強しない時間が増え、成績が下がる。

14 □ 突然、友だちに呼び出されたりする。

15 □ 無言電話や発信者不明のメールが届く。

16 □ 電話の着信音に、過剰に反応する。

17 □ 家族の前では、かかってきた電話に出ようとしない。

隠れて、電話をかけるようになる。

18 □ いじめられている友だちのことをよく話題にする。

19 □ 家族との会話を避け、部屋に閉じこもることが増える。

20 □ ロ数が減って、学校や友だちの話をしなくなる。

21 □ おどおどして、表情が暗い。

22 □ 急に、今までよく付き合っていた友だちが変わる。

# 楠葉中学校いじめ対応マニュアル

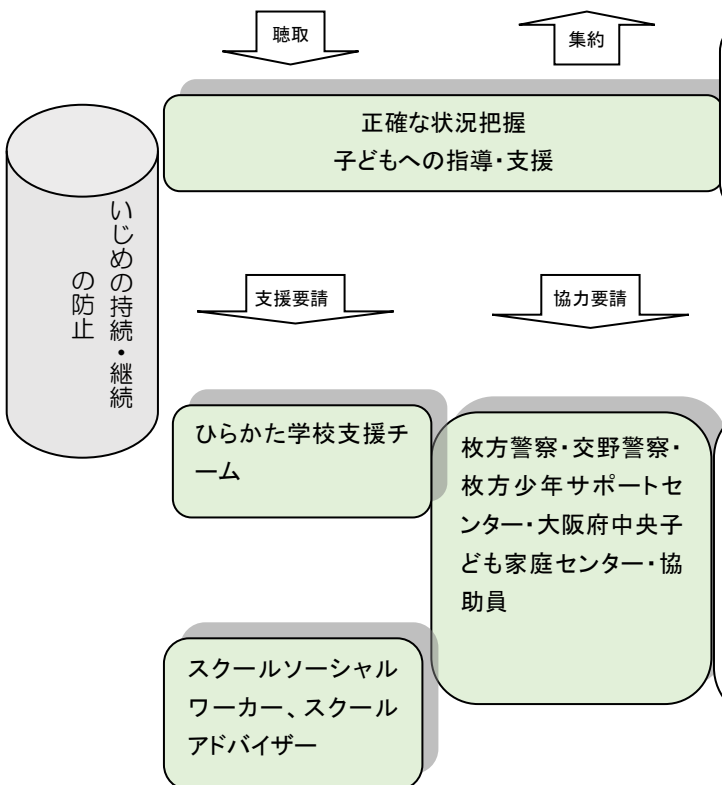
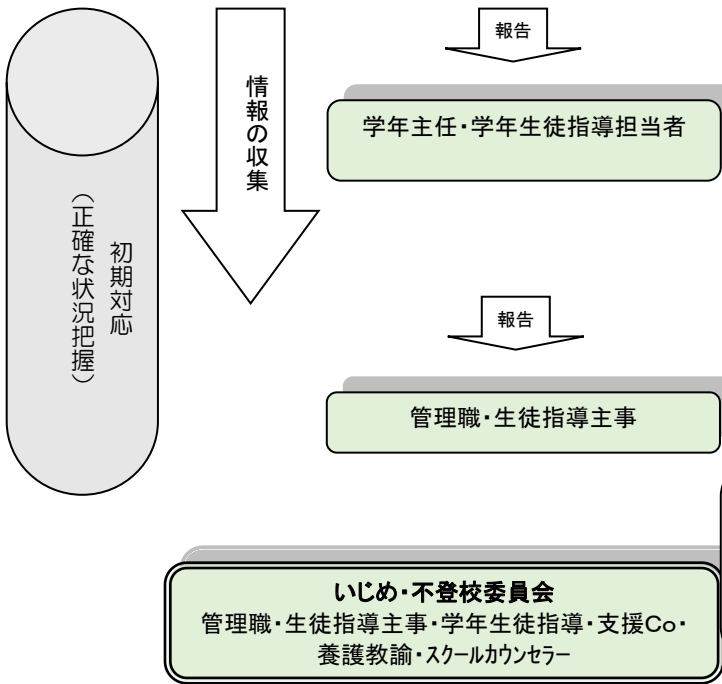
- ✓ いじめが疑われるような状況に気づいたとき
- ✓ まわりの子どもが、いじめの存在を教えてくれたとき
- ✓ いじめられていると本人が訴えてきたとき

- 積極的な認知（裏面に詳細）
  - ・いじめの定義に基づき、いじめを受けた子どもの心情に寄り添う。

- 一人で抱え込まない（裏面に詳細）
  - ・学年主任や学年生徒指導担当者に報告する。

- 管理職への報告
  - ・学年主任や学年生徒指導担当者は管理職と生徒指導主事に報告する。

- 組織的な対応
  - ・学校いじめ防止基本方針に則り、「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応の検討や役割分担をする。



- いじめを受けた子どもに対して
  - ・安全を確保するとともに、必ず複数名で状況や心情を聴き取るとともに記録し、子どもの状態に合わせた継続的な心のケアを行う。

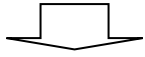
- いじめを行った子どもに対して
  - ・単に厳しく指導するのではなく、子どもの人格の成長のためにも、必ず複数名で状況や心情を聴き取るとともに記録し、教育的配慮のもと、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う。

再発防止に向けて  
まわりの子どもの  
エンパワメント



「観衆」「傍観者」から「仲裁者」「通報者」への転換

- 必要に応じて支援要請・協力要請
  - ・「ひらかた学校支援チーム」等の支援要請や警察等の関係機関に協力要請をする。



継続した見守り  
成長を促す指導

**学校全体の取組**

- ・担任をはじめ学校全体として「いじめは許さない」「いじめを受けた子どもを絶対に守る」という意思を日常的に丁寧に伝える。休み時間などの安全確保するための見守りなど地道な取組を続け、学校への信頼感を取り戻す。
- ・学校の教育活動全体を通じ、すべての子どもたちの自己有用感、自己肯定感を高める「成長を促す指導」を実践し、いじめを許容しない雰囲気高める。

- まわりの子どもに対して
  - ・「観衆」や「傍観者」であっても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを丁寧に理解させる。
  - ・「仲裁者」や「通報者」になるよう丁寧に指導する。

- いじめ解消について
  - ・いじめに係る行為が相当の期間(少なくとも3ヶ月)止んでいる
  - ・いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないかどうか面談等で確認する
 ※上記2つの要件が満たされ「解消している」状態に至った場合でも、継続して見守る。

## (2) 相談機関

### 枚方市の主な相談機関

機関名	所在地	名称	電話番号	相談日時・内容等
教育委員会 児童生徒 支援室	枚方市 車塚1丁目 1番1号 輝きプラザ きらら	「子どもの笑顔 守るコール」 幼児・児童・生 徒に関する 電話相談窓口	072 (809) 7867	いじめ専用ホットライン（電話相談） 月～金 9:00～17:00 （土日・祝日及び年末年始を除く） 教育相談員が相談を受けます。
			072 (809) 2975	教育安心ホットライン（電話相談） 月～金 9:00～17:00 （土日・祝日及び年末年始を除く） 教育相談員が相談を受けます。必要に 応じて面接相談も可能（要予約）

子ども総合相談センター「となとな」	枚方市岡東町 12-3-410 サンプラザ 3号館4F	「家庭児童相談」子育て、親子関係友人関係のことなど、18歳未満の子どもに関する様々な相談	050 (7102) 3221	月～金 9:00～17:30 (土日・祝日及び年末年始を除く) 家庭児童相談員が相談を受けます。 電話または来所。(要予約)
-------------------	--------------------------------------	--	-----------------------	---

## 2. その他の主な相談機関

機関名	所在地	電話番号	相談日時・内容等
大阪府枚方少年サポートセンター	枚方市大垣内 2-15-1	072 (843) 2000	青少年問題に関する相談 月～金 9:15～17:30 (土日・祝日及び年末年始を除く) 教育相談員が相談を受けます。
大阪府中央子ども家庭センター	寝屋川市 八坂町 28-5	072 (828) 0161	子どもや家庭についての相談、 おおむね 25 歳までの青少年についての相談 月～金 9:00～17:45 児童福祉司・児童心理司が相談を受けます。 電話または来所
大阪府教育センター すこやか教育相談	大阪市 住吉区苅田 4-13-23	下記参照	不登校、家庭における子育て、しつけ、学級経営、 通路などについての相談 月～金 9:30～17:30 児童精神科医、臨床心理士、教員経験者などが 電話で相談を受けます。 Eメール相談・FAX相談は 24 時間窓口設置 面接相談は学校を通して事前の予約必要

### 【大阪府教育センターすこやか教育相談】

- ◎ 子どもからの相談（すこやかホットライン） 電話06-6607-7361 Eメール [sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp)
- ◎ 保護者からの相談（さわやかホットライン） 電話06-6607-7362 Eメール [sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp)
- ◎ 教職員からの相談（しなやかホットライン） 電話06-6607-7363 Eメール [sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp](mailto:sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp)